

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市金峰杣の里交流館

2 指定管理者となる団体の名称

金峰地域づくり協議会

所在地 周南市大字金峰5178番地

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(参考)

金峰地域づくり協議会の概要

1 設立の経緯及び目的

金峰地域づくり協議会は、「周南市金峰杣の里交流館」の整備を契機として、心豊かで住みよい活力のある金峰地域を築くため、コミュニティ活動の推進や都市農村交流の促進により、地域の活性化を図ることを目的とする。

2 設立年月日 平成18年1月28日

3 所在地 周南市大字金峰5178番地

4 事業内容

- (1) 各種団体及び組織活動の調整に関すること。
- (2) 地域内及び地域間のコミュニティ活動に関すること。
- (3) 地域情報の受発信及びイベントの企画・実施に関すること。
- (4) 都市及び消費者との交流に関すること。
- (5) コミュニティ施設の管理・運営に関すること。
- (6) その他協議会の目的達成のため、必要な事業に関すること。

5 組織等 (平成28年11月30日現在)

委員 12人 (役員6人 (会長1人、副会長1人、会計1人、監事2人、事務局長1人))